平成３０年（フ）第３３号
埼玉県坂戸市三光町45番地５　パナハイツ三光町102号室
債務者　岡野しげ子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３５号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井418番地４　さくらハウス311号、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3768番地２　アバンダントハイツ303号
債務者　小林　慶夫
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３７号
埼玉県入間市扇町屋２丁目７番　Ｂ―312号
債務者　長谷川昌子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３８号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保346番地15、前住所埼玉県富士見市関沢３丁目41番19号
債務者　三上　凪沙（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５０号
埼玉県飯能市大字双柳87番地64　富士見ハイツ101
債務者　上原　　梢
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１６号
愛知県刈谷市御幸町４丁目５番地　池本マンション302号
債務者　田口　知己
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
愛知県岡崎市日名中町２番地１　コーポ松原202、住民票上の住所愛知県岡崎市夏山町字村神２番地
債務者　鈴木　好信（旧姓黒宮）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１号
京都府宮津市字脇307番地、前住所京都府宮津市字由良2282番地の１　セバーグ由良705号
債務者　山下　一樹
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成３０年（フ）第２号
京都府宮津市字脇307番地、前住所京都府宮津市字由良2282番地の１　セバーグ由良705号
債務者　山下　亜衣
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第５３２５号
大阪市平野区瓜破２―６―15―306、住民票上の住所大阪市平野区瓜破２丁目１番49号　ディアコート平野401
債務者　佐藤　絵美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５５９号
大阪市生野区生野西１丁目１番13号　ロイヤルメゾン生野　206、前住所大阪市生野区生野西４丁目14番９号
債務者　居酒屋八丁堀こと　横川　政典
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７７１号
大阪府東大阪市岩田町２丁目１番33号　アルカディア弐番館202号
債務者　森原　　隆
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８１９号
大阪府寝屋川市明徳２丁目７番６―504号
債務者　鳥越みゆき
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３号
大阪市西区境川１丁目４番２―304号、前住所大阪市西区南堀江４丁目３番18―301号
債務者　松岡　道夫
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７号
大阪府枚方市茄子作３丁目28番46号
債務者　ブライダルサロン鶴っとこと　福島富美子（旧姓首藤）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２３号
大阪府豊中市北条町１丁目32番５―301号
債務者　和藤　正則
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部